

社団法人沖縄県対米請求権事業協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人沖縄県対米請求権事業協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を沖縄県那覇市旭町116番地37に置く。

(目的)

第3条 協会は、沖縄復帰対策要綱第3次分（昭和46年9月3日閣議決定）に基づき、いわゆる対米請求権問題に係る事案のうち既に措置された漁業事案及び人身事案以外のすべての事案（以下「土地関係事案」という。）に係る被害者等（以下「被害者等」という。）に対する援助事業を行うとともに、併せて沖縄における文化の高揚及び地域の振興を図るための事業を行い、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 被害者等の福利増進に関すること。
- (2) 市町村が、独自に実施する被害者等のための事業に対する資金の助成に関すること。
- (3) 地方公共団体又はその他の団体が実施する沖縄における文化の高揚及び地域の振興を図るための事業に対する資金の助成及び貸付に関すること。
- (4) 沖縄における文化の高揚及び地域の振興を図るための調査研究及び資料の収集等に関すること。
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び会費

(会員の資格)

第5条 協会の会員の資格を有するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 沖縄県知事
- (2) 沖縄県内の市町村長

(入会)

第6条 協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会)

第7条 協会の会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(会費)

第8条 協会の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会費の不返還)

第9条 退会した会員が既に納入した会費は、返還しない。

第3章 役員

(役員)

第10条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
 - (2) 専務理事1人
 - (3) 理事12人（会長及び専務理事を含む。）
 - (4) 監事3人
- 2 理事は、総会において会員のうちから選任する。ただし、理事のうち4人は沖縄県知事及び沖縄県知事が推薦する者で、総会において選任されたものをもって充てるものとする。
 - 3 監事は、総会において選任する。
 - 4 会長は、沖縄県知事の職にある者をもって充てる。
 - 5 専務理事は、会長が推薦し、理事会の承認を得て定める。
 - 6 専務理事は、常勤とする。
 - 7 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
 - 8 会員である役員が、会員としての資格を失ったときは、その職を失うものとする。

(職務)

第11条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

- 2 専務理事は、会長を補佐し、会務を処理するとともに会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成して、会務の執行を決定し、会長及び専務理事ともに事故あるときは、あらかじめ理事会において定めるところに従いその職務を代行する。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第12条 役員(会長を除く。)の任期は3年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第13条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決によりその役員を解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときには、その役員にあらかじめ通知するとともに、当該役員に解任の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第14条 常勤の役員には、報酬等を与えることができる。

- 2 前項の役員の報酬等について必要な事項は、総会の議決により会長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第15条 会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第17条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第18条 定期総会は、年2回とする。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事が民法第59条第4号に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の5分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(招集)

第19条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会議を招集するには、総会においては会員に、理事会においては理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示した書面により、開会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、その総会において、出席会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第21条 会議は、総会においては会員の、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第22条 会議の議決は、この定款に別に定めるもののほか、総会においては出席会員の、理事会においては出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人をもって表決を委任することができる。この場合、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 総会にあってはその総会に出席した会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項

- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、総会においてはその出席した会員のうちから、理事会においてはその出席した理事のうちから、当該会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(委員会の設置)

第25条 土地関係等事案に関する必要な事項を調査審議させるため、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

- 2 委員会の名称、組織、運営等に関する事項は、理事会が別に定める。

第5章 事務局

(事務局の設置)

第26条 協会に事務局を置き、事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長その他必要な職員は、会長が任免する。
- 3 事務局の職員の勤務、給与、旅費その他人事に関する事項は、理事会が別に定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 政府から交付される特別支出金
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第28条 協会の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産
 - (2) 政府から交付される特別支出金
 - (3) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(4) 総会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第 29 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において、会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、沖縄県知事の承認を得て、その一部に限りこれを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第 30 条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決により定める。

2 基本財産及び運用財産のうち、現金は、確実な金融機関への預金、その他安全有利な方法で管理しなければならない。

(経費の支弁)

第 31 条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 32 条 協会の毎会計年度の事業計画及び予算は、会長が作成し、当該年度開始前に総会の承認を得なければならない。これを変更するときもまた同様とする。

(事業報告等)

第 33 条 協会の毎会計年度の事業報告、収支決算、財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び剰余金処理案又は損失処理案は、会長が作成し、監事の監査を経て、その会計年度終了後 2 月以内に総会の承認を得なければならない。

(剰余金の処分)

第 34 条 毎会計年度の決算において、剰余金が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度の運用財産に繰り越すものとする。

(会計年度)

第 35 条 協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、総会において、会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、沖縄県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 37 条 協会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得、かつ、沖縄県知事の承認を得なければならない。
- 3 協会の解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得、かつ、沖縄県知事の許可を得てこれを国、地方公共団体、又は協会と類似の目的をもつ他の法人に寄附するものとする。

第8章 雑 則

(委任)

第38条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 協会の設立当初の役員は、第10条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、昭和57年3月31日までとする。
- 3 専務理事は、第10条第6項の規定にかかわらず、当分の間非常勤とする。
- 4 協会の設立初年度及び翌年度の事業計画及び収支予算は、第32条前段の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 協会の設立当初の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和57年3月31日までとする。

附 則

- 1 この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
(第2条関係：昭和57年6月1日認可)

附 則

- 1 この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
(第10条第14条関係：昭和59年3月15日認可)

附 則

- 1 この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
(第2条関係：平成2年10月1日認可)

附 則

- 1 この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
(第10条関係：平成3年3月16日認可)

附 則

- 1 この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
(第4条関係：平成8年4月11日認可)

附 則

- 1 この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
(第33条関係：平成18年4月1日認可)

附 則

- 1 この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
(第2条関係：平成19年6月25日認可)

附 則

- 1 この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
(第2条関係：平成21年7月16日認可)